

鳥羽市船舶運航事業経営戦略

団 体 名 : 鳥羽市

事 業 名 : 定期航路事業

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	33人	年 間 輸 送 人 員 数	569千人
営 業 航 路	72.4km	在 籍 船 舶 数	6隻
運 航 路 線 数	1本	平 均 船 齢	21年
年 間 運 航 キ 口	205千km	乗 船 効 率 * 1	8%

*1 乗船効率 = 延人キロ / (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

(2) 料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上限認可	令和元年8月8日	
実 施	令和元年10月1日	鳥羽市定期航路運航条例

(3) 料金水準の検討

平成8年度までは、2~3年おきに料金改定を行っていたが、離島住民の負担を抑制するため、近年では消費税率改定によるものの以外の料金改定を行っていない。

(4) 現在の経営状況

料 金 収 入 ※過去3年度分を記載	R2	253,031千円	R3	256,343千円	R4	270,372千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R2	100%	R3	100%	R4	100%
純 損 益 (又は実質収支) ※過去3年度分を記載	R2	1千円	R3	1千円	R4	1千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※過去3年度分を記載	R2	%	R3	%	R4	%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

事業経費に対し、営業収益が不足していることから、欠損額を国(地域公共交通確保維持改善事業費補助金)や県(離島航路整備事業補助金)及び一般会計繰入金により補填し、経営を維持している状況である。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 利用者数の予測

本市の離島人口は、平成25年度から令和4年度までの10年間で26.3%減少し、高齢化率は10.2%上昇している。このような状況の中、利用者の大半が離島住民である本定期船利用者も減少傾向にある。今後も人口減少等により定期船利用者の減少が見込まれることから観光目的の利用者の増加を図る施策が必要である。

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ利用者の回復を図るためには、観光部署との連携を強化し、離島の魅力である豊かな自然、特色のある文化及び豊富な海産物を求める観光客への発信を実施し、利用促進を図る。

(2) 料金収入の予測

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症に関する移動制限により、観光客や離島住民の利用者が減少したため、過去に類を見ない減少幅となった。令和3年度から令和4年度にかけて、コロナ禍の緩やかに持ち直しをみせ、離島住民の生活や観光客も増加傾向にある。しかし、今後は人口減少等に伴い、利用者も減少することが予測されるため、ポストコロナを見据え観光部局との連携を強化し、離島への誘客事業により定期船利用者の増加を図る必要がある。

(3) 船舶更新時期の見通し

本定期航路は、双胴船と単胴船合わせて6隻を所有しているが、そのうち単胴船は建造から20年以上経過している。中でも、建造から38年を経過した船舶については、老朽化改善やバリアフリー対応を行うため令和6年度就航を目指し、現在建造中である。

今後の見通しとしては、船舶の更新は行わず、経営改善を図るため、本経営戦略の見直し時期である令和11年度に減船予定とした。

3. 経営の基本方針

本定期航路は、離島住民の生活を支える必要不可欠な航路として、また離島を訪れる観光客にとっても重要な交通手段であることから、輸送需要の低迷が見込まれる中においても安定した運航を継続していく必要がある。

歳入においては、引き続き観光部署と連携し離島の魅力を広くPRし、離島への誘客を図ることで、歳入の増加を目指していく。また、料金体系の見直し等についても検討する必要があるが、高齢化が進む中において離島住民のみなさんが生活していく上で、負担が大きくなるよう経営改善と併せ慎重に協議を進めていかなければならない。

歳出については、船舶建造に伴う本土側の定期船乗り場の一元化により人員及び船舶に係る運航経費の削減を行うことや本経営戦略見直し時に減船を行うことで健全かつ効果的な事業運営に努め経営改善を図る。また、船舶建造にて活用する市債の償還について、減債積立基金に積み立て、将来経費の平準化を図り安定的な経営を目指す。

本定期航路事業は、現在船員不足が深刻な状況である。将来にわたり定期航路を維持確保していくために、船員の確保が重要かつ喫緊の課題であり、船員の待遇について協議していく必要がある。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

老朽化改善とバリアフリー対応のため、令和5年度に基本設計、令和5年度から2か年で船舶建造を実施し、令和6年度に新船就航の予定である。新船建造後は、建造時に借り入れた市債の元金返済を計画している。

②収支計画のうち財源についての説明

営業収益については、人口減少に伴う減収は避けられないものの、離島への誘客促進などの努力により、ゆるやかな減少幅となるよう見込んでいる。しかしながら、営業収益だけでは支出の半分程度しか賅えないため、航路維持のためには、国や県からの補助金及び一般会計繰入金による補填が必要となる。
また、船舶建造に伴い、当該老朽化船舶の売却を予定している。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

支出の大半を人件費と船舶維持管理経費が占めている状況であるので、これらの経費削減を図ることが重要な課題となることから、令和6年度新船就航と同時に本市の本土側の2つの乗り場を一元化し、人件費や維持管理経費の抑制を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

本航路は生活航路であることから、離島住民の利便を大幅に損なうような減便や、急激な料金値上げなどを行うことは、航路維持の目的と相反するため、運航収益のみで収支が黒字となるような計画の策定は困難であると考えます。したがって、本市においては黒字化を目指すというよりは、赤字幅の減少に向けて取り組んでいくことが課題となります。観光部署と連携し、離島への誘客を図ることで収入の増加を目指すだけでなく、さらに運航の効率化に向けたダイヤ編成や減船について検討するなど、継続した取り組みを進めていくことが重要である。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略については、5年を目途に見直し、更新を行う。
---------------------	----------------------------

収支計画

年 度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
区 分	(決算)	〔決算見込〕										
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支												
黒字 (P)												
赤字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	270,372	282,026	295,574	290,003	281,977	274,186	266,621	259,276	252,146	254,667	257,214	259,786
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
区 分	(決算)	〔決算見込〕										
収益的収支分	132,081	171,038	186,185	127,218	157,507	153,765	175,942	121,897	122,146	100,783	139,149	161,358
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	132,081	171,038	186,185	127,218	157,507	153,765	175,942	121,897	122,146	100,783	139,149	161,358
資本的収支分	151,896	38,790	25,358	3,430	42,814	43,024	43,236	43,447	43,659	43,873	43,239	40,448
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	151,896	38,790	25,358	3,430	42,814	43,024	43,236	43,447	43,659	43,873	43,239	40,448
合 計	283,977	209,828	211,543	130,648	200,321	196,789	219,178	165,343	165,804	144,656	182,388	201,805